なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の十二の六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第９項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第８項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第９項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の七様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第10項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

（略）

第四十二号の十二の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項に規定する
期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第７項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第８項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の七様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第９項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第９項の規定により通知します。

（略）